

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	12XXX	※市町村ごとに異なります			
宛名番号	00002				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	富津 花子			
	電話	0439-00-XXXX (内線 123)			
異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額			
	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長	① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円 1,200,000 控除社会 保険料額 円 60,000	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

富津市長 殿		(特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		フリガナ		カブシキガイシャ フツジショウジ		氏名又は名称		株式会社 富津商事		代表者の職氏名印		代表取締役 特徴 太郎		個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
××年〇〇月△△日提出		給与と所得者		受給者番号(整理番号)		フリガナ		氏名		鈴木 一郎		特別徴収税額(年税額)		(ア) 徴収済額		(イ) 未徴収税額		異動年月日					
123456		氏名		鈴木 一郎		〔旧姓〕		140,000		6 月から 9 月から		8 月まで 5 月まで		××・8・31									
生年月日		昭和・平成		50 年 1 月 1 日								35,600		104,400									
個人番号																							
1月1日現在の住所				〇〇県××市△△3-2-1																			

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

徴収予定		
徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
・	円	円
・	円	円
・	円	円

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	99999	課・係	庶務課社員係
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	氏名	特徴 進
フリガナ	フツジフンサン カブシキガイシャ	電話	111-111-1111 (内線 222)
氏名又は名称	富津不動産 カブシキガイシャ	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎	納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒293-8506 富津市下飯野2443番地 富津市役所市民部課税課市民税係

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
1 黒のボールペン又は、ペンドで記載してください。
2 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受けて記載し、新勤務先に送付願います。
3 転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けて記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けて記載し、新勤務先に送付願います。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収すること」が義務づけられています。